

Q : 5 旅行代金に含まれない『観光施設』の写真掲載

について

ツアーの日程に記載した寺社の五重塔の外観写真を、当該ツアーのパンフレットに掲載したいが、当該五重塔の入場料は旅行代金に含まれていない。

この場合、五重塔の写真を掲載しても規約違反にならないか。

A :

規約違反に問われる場合と、そうでない場合とがあります。

観光施設等の『写真』の掲載に当たって規約違反に問われないようにするためには、掲載の可否及び掲載した場合の旅行代金の表示の2点について規約を遵守する必要があります。

まず1点目、写真掲載の可否についてですが、規約では、旅行目的地の風物、景色及び行事、宿泊施設、食事等に関する写真又はイラストの使用は、原則として日程に含まれているものについて紹介する場合に限る。その場合、使用する写真又はイラストには、それにより表示されるもの又は場所の説明を明瞭に付記することとあり、「日程に含まれているもの」には、日程表に記載されたオプションツアーに参加することにより又は自由行動中に体験あるいは見ることができるものを含むとありますので、それらの要件を満たすことが必要です。

【規約第7条（1）ア、運用基準4（1）ア】

2点目は、観光施設について、写真やイラストを掲載すること等により強調して表示する場合には、当該観光施設の入場料は旅行代金に含めて表示することとしています。

したがって、ご質問のケースで、当該五重塔が通常入場して観光する施設であればその入場料は旅行代金に含めなければなりません。

ただし、日程表中及び写真やイラストの説明に近接して、観光施設の説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した場合は旅行代金に含めないのであります。

【規則第6条（1）シ、運用基準2（37）】

以上の2点を遵守し、写真を掲載すれば問題ありません。